

船橋市高額医療合算介護予防サービス費相当事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（以下「実施要綱」という。）第9条第2項に規定する高額医療合算介護予防サービス費相当事業費（以下「高額医療合算介護予防サービス費相当事業費」という。）の支給に関し、地域支援事業実施要綱(平成18年厚生労働省老健局長通知老発第0609001号別紙)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給要件等)

第2条 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給要件、支給額その他高額医療合算介護予防サービス費相当事業費に関して必要な事項は、この要綱に定めるものを除き、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第29条の3の規定を準用する。

(支給額の算出方法)

第3条 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給額は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費及び医療保険者が支給する高額介護合算療養費（以下「高額医療合算介護サービス費等」という。）の世帯合算額を、実施要綱第2条に規定する第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用を法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスの利用とみなして得られる高額医療合算介護サービス費等の世帯合算額から減じて得た額とする。

(支給申請)

第4条 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給を受けようとするときは、船橋市介護保険施行規則第16条の2に準じて、市長に申請しなければならない。ただし、高額医療合算介護サービス費等に係る支給申請がある場合は、併せて高額医療合算介護予防サービス費相当事業費に係る支給申請があったものとみなすこととする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、自己負担額の証明については船橋市介護保険（総合事業）自己負担額証明書（第1号様式）により、支給の可否については高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給（不支給）決定通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知する。ただし、当該申請をした者が千葉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療又は船橋市国民健康保険の被保

険者である場合は、当該証明書の交付を省略することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

第2号様式

第 号

年 月 日

様

船橋市長 印

高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給（不支給）決定通知書（総合事業）

先に申請のありました高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
計算対象期間			
申請年月日		決定年月日	
計算対象期間中の自己負担額の合計額		支払金額	
審査結果			
不支給の理由			
振込先	金融機関名 本支店名		
	預金種目		
	口座番号		
	口座名義人		
	振込予定日		

口座番号については個人情報保護のため表示していません。

不服の申立

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市長を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。